

令和7年度ふじみ野市相談支援事業所集団指導



ふじみ野市障がい福祉課

目次

指導及び監査の概要	3
計画相談支援の流れ	4
運営指導における主な指摘事項	5～12
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の各種届出について	13

指導及び監査の概要

指導は相談支援給付に係るサービスの取り扱い、相談支援給付費の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、サービスの質の確保及び相談支援給付の適正化を図ることを目的として実施します。また、著しい運営基準違反等が確認された場合等は公正・適切な措置を講ずるために監査を実施します。

指導形態・実施方法

集団指導

一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
(オンライン等の実施も含む。)

運営指導

事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から説明を求める面談形式により行う。

著しい運営
基準違反等
が確認され
た場合監査
を実施

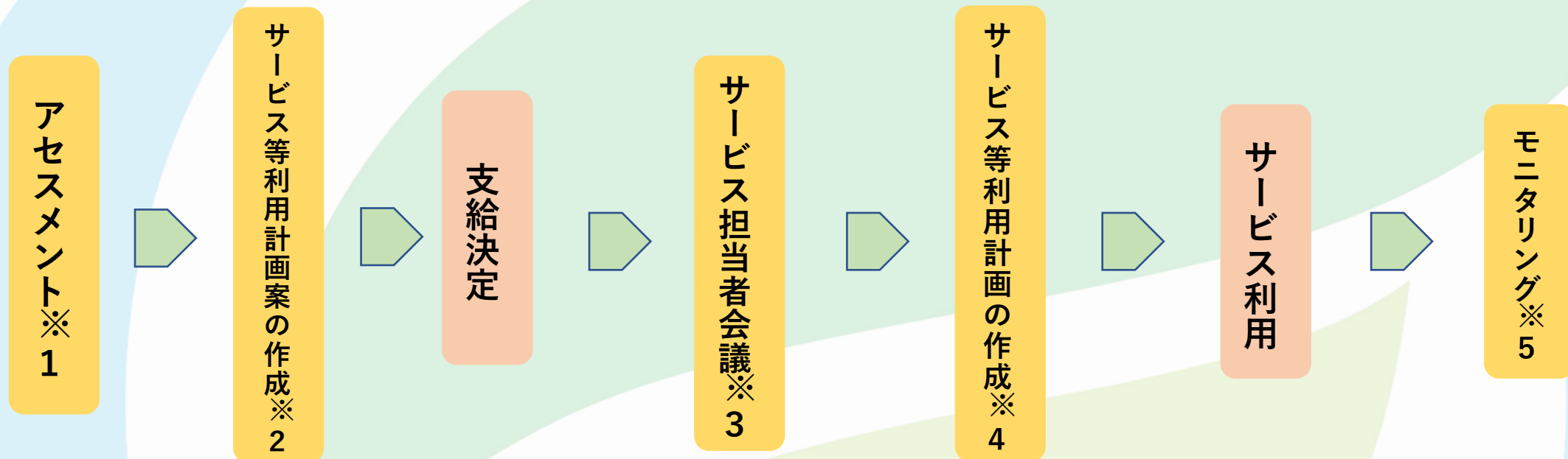


監査

事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出・提示を命じる。来庁を求めて、関係者に質問する。事業者に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件等の検査を行う。



計画相談支援の流れ



※1 アセスメント 利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族等との面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活の状況等の評価を通じて解決すべき課題等の把握を行います。

※2 サービス等利用計画案の作成 アセスメントの結果をもってサービス等利用計画案を作成し、利用者へ説明し、同意を得たあとに、利用者に交付します。

※3 サービス担当者会議 サービス等利用計画案を基に計画が妥当であるかを検討する為、サービス担当者会議を開きます。令和6年度から原則、利用者等の同席が必要です。意見を踏まえた計画案の利用者への説明及び同意を得ます。

※4 サービス等利用計画の作成 サービス担当者会議の結果を踏まえ、計画を完成させます。利用者・担当者へ計画を交付します。

※5 モニタリング 定められた期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、心身の状況や生活環境、利用状況等を確認します。

運営指導における主な指摘事項①



アセスメント及びモニタリングが利用者の居宅で実施されていなかった。実施の記録が確認できなかった。

アセスメント及びモニタリングの実施に当たっては、利用者が居宅において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要です。そのため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。

また、利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行うことは認められません。

実地指導の際はアセスメント及びモニタリングの記録を確認させていただきます。アセスメント及びモニタリングを実施した際は実施日や面接場所等の内容を記録に残してください。

居宅等での実施がされていない場合は給付費の請求はできません。また、運営指導の際に実施していないことが発覚した場合、返還の対象になります。

(根拠法令等：平24厚令28第15条第2項第7号、平24厚令29第15条第2項第7号、R7.3.18相談支援に関するQ&A)

運営指導における主な指摘事項①



R7.3.18相談支援に関するQ&A

問5 計画相談支援及び障害児相談支援の指定基準において、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者（障害児）の居宅を訪問し、利用者（障害児）及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。また、モニタリングについてもどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所、日中通っている障害福祉サービス事業所等、保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによりか。

(答)

- サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、障害者及び障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要がある、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、自宅訪問が必要である。そのため、①及び②ともに認められない。
- なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

問6 アセスメント又はモニタリングに係る訪問については、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければならないこととされているが、利用者の通所先の障害福祉サービス事業所等を訪問して面接を行う場合、アセスメント又はモニタリングとして認められるか。

(答)

- 利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認するため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

運営指導における主な指摘事項②



サービス担当者会議で事業者から計画案に対する意見の聴取をしていなかった。

サービス担当者会議は利用者等とサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行い、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、福祉サービス等の担当者から、専門的な見地から意見を求めることとなっています。

サービス担当者会議に出席できない福祉サービス等の担当者がある場合であっても、サービス等利用計画案に対する意見を求め記録してください。

サービス担当者会議の実施が適切にされていない場合は給付費の請求はできません。また、運営指導の際に実施していないことが発覚した場合、返還の対象になります。

(根拠法令等：平24厚令28第15条第2項第12号、平24厚令29第15条第2項第12号、令和7年3月18日付相談支援に関するQ&A)

運営指導における主な指摘事項②



令和7年3月18日付相談支援に関するQ&A

問7 サービス担当者会議の実施について、参加者の予定の調整が付かない場合、サービス担当者会議の参加を求めず、別に個別に意見調整を行うことで対応してもよいか。

(答)

- 極力一同に各福祉サービスの担当者を集めてサービス担当者会議を行うことが望ましいが、全担当者の参加が困難な場合については、主要な担当者の参加を求めた上でサービス担当者会議を開催することとし、その他の担当者については、事前に個別に意見調整を行い、当該意見は会議当日に参加者に共有することとして差し支えない。なお、その場合、参加できなかった担当者に対しては、会議での議論内容を共有の上、必要に応じて改めて意見聴取すること。

運営指導における主な指摘事項③



虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じていなかった。

虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置として次の措置を講ずる必要があります。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも1年に1回）に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底すること。
- ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- ③虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

必要な措置をしていない場合は、虐待防止措置未実施減算の適用となります。

（根拠法令等：平24厚令28第28の2、平24厚令29第28の2）

運営指導における主な指摘事項④



業務継続計画の策定及び必要な措置がされていなかった。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次の必要な措置を講じる必要があります。

- ①従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年に1回以上）に実施しなければならない。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、業務継続計画未策定減算が適用されます。

（根拠法令等：平24厚令28第20条の2、平24厚令29第20条の2）

運営指導における主な指摘事項⑤



ハラスメント防止のための必要な措置がされていなかった。

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置（ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業員に周知啓発を行う、相談に応じるための体制、担当者を定める等）を講じる必要があります。

（根拠法令等：平24厚令28第20条第4項、平24厚令29第20条第4項）

運営指導における主な指摘事項⑥



事業所の情報が障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告だった。

利用者の権利擁護およびサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、事業者の情報を障害福祉サービス等情報公表システムで公表する必要があります。

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合、情報公開未報告減算の適用となります。

(根拠法令等：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3第1項、児童福祉法第33条の18第1項)

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の各種届出について



下記に該当する事業者は届出が必要となります。ふじみ野市のホームページより様式をダウンロードして手続きをお願いします。

届出	内 容
指定更新申請	指定更新月の前々月末日までに指定更新に必要な書類を提出してください。
変更届	申請事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に届出をしてください。
加算に関する届出	各種体制加算を算定する場合は事前に市に届出が必要となります。加算を算定するサービス提供月の前月15日までに届出をしてください。
廃止・休止・再開届	廃止又は休止をする場合は、その日の1月前までに、休止した事業所の再開は10日以内に届出をしてください。

集団指導は以上です。ありがとうございました。

お手数ですが、下記URLから集団指導受講の確認報告を電子申請で行ってください。

受講報告URL : <https://logoform.jp/f/GWM96>

受講報告QRコード

